

## 熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付要綱

令和5年5月19日市長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市農業者が購入する農業機械の費用の一部を補助することで農業者の営農を支援し、農業の振興と農地の保全を目的として、予算の範囲内で熊谷市元気な農業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要事項を定めるものとする。

2 前項の補助金に係る事務手続等に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象機械は、別表に掲げるとおりとし、申請する年度内に購入したもの又は購入する予定のものとし、事業費が10万円以上（消費税及び地方消費税を含まない額）の新品ものとする。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 個人にあつては、市内に住所を有すること。

(2) 法人及び団体にあつては、本店又は主たる事務所を市内に有すること。

(3) 別表に掲げる採択基準を満たすものとし、かつ、申請する対象機械について国及び県の補助を受けていないこと。

(4) 市税に滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表に掲げる機械購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。

### (補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表に掲げる補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、別表に掲げる限度額を上限とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (交付等の決定)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付の申請を行ったものに通知するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付の申請を行ったものに通知するものとする。

### (計画変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、熊谷市

元気な農業支援事業費補助金計画変更（中止、廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）補助対象事業の計画を変更しようとするとき又は中止し、若しくは廃止しようとするとき。

（3）補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったとき。

#### **（実績報告）**

第9条 補助金の交付決定を受けたものは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）を、補助対象事業の完了の日から起算して30日または、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

（1）事業報告

（2）経費精算額算出基礎

（3）その他市長が必要と認める書類

#### **（額の確定の通知）**

第10条 市長は、前条の実績報告書等の提出を受け、交付すべき補助金の額が確定したときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、実績の報告を行ったものに通知するものとする。ただし、当該額が第7条の交付決定通知書に記載された額と同額である場合は、この通知を省略することができる。

#### **（交付の請求）**

第11条 補助金の交付を請求しようとするものは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

#### **（補助金の返還等）**

第12条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金返還命令書（様式第8号）により当該交付を受けた者に通知し返還を命ずる。

（1）申請内容に虚偽の記載があったとき。

（2）この要綱の規定に違反すると市長が認めたとき。

#### **（書類の整理）**

第13条 補助対象者は、補助事業にかかる収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの証拠書類を整備保管する。

2 前項の証拠書類は、補助対象機械の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまで保管するものとする。

#### **（財産処分の制限）**

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助対象機械を、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する

ときは、この限りではない。

- (1) 交付を受けた補助金を返還したとき。
- (2) 補助対象機械の耐用年数を経過したとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項第3号に規定する承認を受けようとするときは、熊谷市元気な農業支援事業費補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

#### **（財産処分の承認）**

第15条 市長は、前条第2項の承認申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、熊谷市元気な農業支援事業費補助金財産処分承認（不承認）通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により財産処分の不承認を決定したときは、その理由を付さなければならない。

#### **（その他）**

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

#### **（施行期日）**

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付を受けた者については、第12条から第16条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条・第4条・第5条関係）

No.	対象機械類	採 択 基 準	補助率	限度額
1	農産物収穫機、農産物移植機、農産物調整機、管理機、トラクター（20PS以上）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者</li> <li>・ 認定新規就農者</li> </ul>	3/10以内 ただし、認定新規就農者については5/10以内	200千円
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請する前1年間において農産物年間販売額が50万円以上の者</li> </ul>	3/10以内	100千円

- ※1 採択をするにあたっては、当該対象機械が効率的かつ目的に沿った継続的な管理運営に必要な体制が整備されていること。
- ※2 農業以外への用途が可能な汎用的なトラック、バックホー、フォークリフト等は対象外とする。
- ※3 農業用倉庫、作業場、ハウス等の施設は対象外とする。